

「法曹養成マンスリーニュース」について

石 本 伸 晃

I 2004年11月発刊

法曹養成対策室では、2004年11月から毎月1回のペースでメールマガジン「法曹養成マンスリーニュース」(以下、「マンスリーニュース」)を実務家教員ネットワーク参加者を対象として発行している。マンスリーニュースは、2007年1月で、25号を数え、法曹養成に関する各種情報を定期的に発信する媒体として、実務家教員ネットワーク内で定着しつつある。

II 主要なメニュー

マンスリーニュースでこれまでに掲載した主なメニューは、以下のとおりである。

- ① 最新ニュース
- ② 各地の法科大学院から
- ③ シンポジウム・意見交換会等のお知らせ・報告
- ④ 雑誌掲載記事のお知らせ
- ⑤ 意見募集

III メニューの内容

①最新ニュースでは、主要紙等に掲載された法曹養成に関連するニュース、司法試験委員会の議事録、法務省、文部科学省等のアナウンス等をその項目とウェブサイトのアドレスを示す形で紹介している。

②各地の法科大学院からは、全国の法科大学院で実際に教鞭をとっている実務家教員の

方にリレー方式で書いていただいている報告・エッセイである。内容は、基本的に、各先生方にお任せしているが、教室の雰囲気や直接伝わってくるものが多く、他の法科大学院の様子を知るといっても非常に有益な情報であると思われる。

③シンポジウム・意見交換会等のお知らせ・報告では、日弁連主催のシンポジウム・意見交換会等及び法曹養成対策室に寄せられた法科大学院でのシンポジウム等の開催予定とその報告を掲載している。

④雑誌掲載記事のお知らせでは、法律関係雑誌に掲載された法曹養成関係の特集等を紹介している。

⑤意見募集では、新司法試験に関する意見やその他の法曹養成制度に関する意見を随時募集し、シンポジウム等を開催する際の参考にさせていただいている。

その他、特集記事やトピックも随時紹介することとしている。

なお、これまでマンスリーニュースに掲載された署名記事、報告の一覧は次々頁のとおりのとおりである。

IV 各地の法科大学院からの再掲載

また、上記「各地の法科大学院から」は、全体として内容も濃く、資料価値としても高いことから、執筆者の了解を得て、今回発行順にまとめて本室報に再掲載させていただくこととなった。

なお、掲載時から相当の期間が経過してい

るものもあることから、執筆者の判断で、「再掲載にあたってのコメント」を付加したものもある。

改めて全体を通して読み返すと、多くの先生方がそれぞれの工夫を重ねながら、全国の法科大学院で日々法曹の養成に尽力されている様子が非常によく伝わってくる。

V 今後の予定

このように、マンスリーニュースは、弁護士実務家教員に対して情報を提供することを目的として、発刊されたものであるが、情報提供だけではなく、意見募集等により、情報収集も行っており、今後インターネットの持つ双方向性を活用して、実務家教員の間での情報の共有、活発な意見交換の場としてさらに発展させていきたいと考えている。

なお、現在マンスリーニュースは、実務家教員ネットワーク参加者を対象として発行しているが、今後内容を充実させた上で、より広い範囲の方々に配信できるよう改善していきたいと考えている。

以上

法曹養成マンスリーニュース・バックナンバー（署名記事）

号	発行日	メニュー	執筆者
1	2004.11.15	数字でみるロースクール「準備10時間、予習6時間!？」 リレー・エッセイ「財布」	法曹養成対策室 石本伸晃 法曹養成対策室 石本伸晃
2	2005.1.14	数字でみるロースクール「その差、3倍!?最低額110万、最高額300万」 各地の法科大学院から「法科大学院生の真剣なまなざしに囲まれて」	法曹養成対策室 石本伸晃 兵庫県弁護士会 亀井尚也
3	2005.2.15	新司法試験サンプル問題検討シンポジウム（1.15）報告 各地の法科大学院から「有利な結果の請負禁止」	法曹養成対策室 石井邦尚 仙台弁護士会 官澤里美
4	2005.3.15	今月号のトピック「司法試験委員会が新旧司法試験合格者数についての考え方を発表」 ABA研修・アメリカロースクール視察報告 各地の法科大学院から「岡山ならではの法科大学院、実務家ならではの授業を目指して」	法曹養成対策室 石本伸晃 法曹養成対策室 石井邦尚 岡山弁護士会 榎本康浩
5	2005.4.15	各地の法科大学院から「オールデイ・クリニック発進」 ABA研修・アメリカロースクール視察報告 第一回法科大学院実務家教員意見交換会（3.11）報告	埼玉弁護士会 萩原 猛 法曹養成対策室 石井邦尚 法曹養成対策室 石本伸晃
6	2005.5.16	各地の法科大学院から「巨大なピラミッドのように」 ABA研修・アメリカロースクール視察報告	熊本県弁護士会 森 徳和 法曹養成対策室 石井邦尚
7	2005.6.15	各地の法科大学院から「金沢大学ロースクールのこと」 ABA研修・アメリカロースクール視察報告	金沢弁護士会 鳥毛美範 法曹養成対策室 石井邦尚
8	2005.7.15	新司法試験科目別シンポジウム（7.2）報告 各地の法科大学院から「四国ロースクール」	法曹養成対策室 石本伸晃 愛媛弁護士会 高田義之
9	2005.8.22	民事模擬裁判授業に関するシンポジウム（7.30）報告 各地の法科大学院から「北海道大学法科大学院からの報告」その1 ABA研修・アメリカロースクール視察報告	法曹養成対策室 岡庭幹司 札幌弁護士会 田村智幸 法曹養成対策室 石井邦尚
10	2005.9.15	各地の法科大学院から「北海道大学法科大学院からの報告」その2 ABA研修・アメリカロースクール視察報告	札幌弁護士会 田村智幸 法曹養成対策室 石井邦尚
11	2005.10.18	各地の法科大学院から「九州大学法科大学院からの報告」 ABA研修・アメリカロースクール視察報告	福岡県弁護士会 上田國廣 法曹養成対策室 石井邦尚
12	2005.11.15	各地の法科大学院から ABA研修・アメリカロースクール視察報告	京都弁護士会 伊藤知之 法曹養成対策室 石井邦尚
13	2005.12.15	シンポジウム「公法系実務と法曹養成」の報告 シンポジウム「新司法試験のあり方を考える～プレテストの検証を通して～」の報告	司法改革調査室 越智敏裕 法曹養成対策室 石本伸晃
14	2006.1.16	新制度3年目を迎えて 各地の法科大学院から「新春に思う」 ABA研修・アメリカロースクール視察報告	法曹養成対策室室長 中西一裕 東京弁護士会 木村美隆 法曹養成対策室 山本崇晶
15	2006.2.15	各地の法科大学院から「実務科科目と双方向授業」	東京弁護士会 松井秀樹
16	2006.3.15	各地の法科大学院から「弁論準備手続を傍聴しよう!～民事クリニックの実践から～」	東京弁護士会 柁嶋裕之
17	2006.4.17	法科大学院におけるロイヤリング科目に関する意見交換会（3.18）の報告 シンポジウム「法科大学院の挑戦-2年間の到達点とこれから」（3.17）の報告 対策室だより	法曹養成対策室 中網栄美子 早稲田大学大学院法務研究科 2年 吉賀朝哉 井上裕明囑託
18	2006.5.15	各地の法科大学院から「わが国初の法科大学院模擬裁判対抗戦行われる!」 対策室だより	愛知県弁護士会 竹内裕詞 青戸理成囑託
19	2006.6.15	法科大学院センターの活動について 対策室だより	第一東京弁護士会 大橋正春 持田光則囑託
20	2006.7.18	各地の法科大学院から「融合的な刑事法教育の模索」 新司法試験短答式試験の結果について 対策室だより	東京弁護士会 古口 章 法曹養成対策室 石本伸晃 岡庭幹司非常勤研究員
21	2006.9.19	各地の法科大学院から「明治大学法科大学院 始末記 巻の壱」 愛知学院大学創立130周年記念法科大学院シンポジウムの報告 対策室だより	東京弁護士会 山崎雄一郎 法曹養成対策室 江森史麻子 石井邦尚囑託
22	2006.10.16	新司法試験の結果が発表されました 新司法試験シンポジウム「～第1回目を終えて～」開催のお知らせ 早稲田大学シンポジウムの報告 対策室だより	法曹養成対策室 石本伸晃 法曹養成対策室 江森史麻子 法曹養成対策室 中網栄美子 石本伸晃囑託
23	2006.11.15	新司法試験シンポジウム「～第1回試験を終えて～」の報告 各地の法科大学院から「大阪市立大学ロースクールでの授業風景」 対策室だより	法曹養成対策室 石本伸晃 大阪弁護士会 高見秀一 中網栄美子非常勤研究員
24	2006.12.15	各地の法科大学院から 対策室だより	京都弁護士会 谷口直大 江森史麻子囑託
25	2007.1.19	各地の法科大学院から 対策室だより	東京弁護士会 鈴木利治 山本崇晶囑託

各地の法科大学院から【再掲載】

これは法曹養成対策室が発行するメールマガジン「法曹養成マンスリーニュース」に掲載された「各地の法科大学院から」を執筆者の了解を得て再掲載したものです。

基本的に発行した当時の原稿をそのまま掲載させていただいていますが、掲載時から相当の期間が経過しているものもあることから、執筆者の判断で「再掲載にあたってのコメント」を付加したものもあります。

なお、執筆者の所属、肩書き等も発行時のものです。

■ 関西学院大学法科大学院「法科大学院生の真剣なまなざしに囲まれて」(2号・2005年1月14日発行)

弁護士 亀井尚也 (兵庫県弁護士会)

ロースクールの教壇に立つ前は、学生がこれほど真剣に、目を輝かせて勉強に取り組むとは想像していませんでした。

私は今、2年生後期の民事裁判実務とローヤリングを担当していますが、ローヤリングでは、ロースクールでは是非やってみたかった実験的な授業を毎回やっています。この間は、学生を2つのグループに分け、双方の依頼者役の俳優に来てもらって、模擬交渉を3限にわたって行いました。事案は、マンション購入のため不動産業者から物件の紹介を受け案内までしてもらったが、購入する気持ちには至っていなかったところ、知人がそのマンションに住んでいたことから、その知人に仲を取り持ってもらって売主から直接購入したというケースで、不動産業者から、仲介業者を故意にとばしたとしてみなし報酬を請求された事案。

授業では、グループ毎に方針の討議、依頼者への説明、内容証明のやりとり、第1回交渉、グループでの再討議、依頼者への再説明・

説得、再交渉という順に進め、交渉が成立したクラスもありましたが、もう一歩で時間切れ決裂になったクラスもありました。模様はすべてビデオ撮影し、あとで学生と振り返りながら講評しました。

学生は、完全に弁護士になったつもりで、判例の検討から、見通し立て、依頼者への事実確認と説明、交渉の進め方等、綿密にうちあわせて臨んでいましたが、合意の成立に向けてお互いの利益を見いだすという視点が弱く、依頼者のために相手を負かそうとする傾向が強く見られました。紛争解決に向けて考えるべきことをそれまでの授業で多面的に取り上げて来ていたはずでしたが、本番になると、やはり頭から抜けてしまうようです。

初めての体験ですから無理ありませんが、しかし、終わった後に学生から書いてもらった感想文は、本当にすばらしいものばかりでした。

ある学生は次のように書いています。

「法律構成で相手方を攻撃し、優位に立たなければ和解できない。あるいは依頼人を納得させられないとの思いが強かったです。和解に向けての交渉なので、法律以外の感情や価値など様々な要素で柔軟に対応すれば、両当事者も納得のいく解決を早く導けたのではないかと思います。依頼を受けた弁護士の仕事は、どれだけ依頼人の話を聞き、相手方を説得するかが最も重要だと思い込んでいましたが、実はどれだけ依頼人を説得するのが重要だということはこの授業で痛感しました。」

また、ある学生はこうまとめています。

「相談者のニーズにこたえ、紛争を解決する、という言葉にすれば単純なことが、とても難しく、とてもデリケートなものであることがわかりました。正直なところ、今回の解決についての、依頼者満足度は低かったのではないかと思います。それは、最初に依頼者の希望をかなえられるかのように対応してし

まったことが大きな要因であると考えますが、それだけではなく、リスクの説明は明快に、しかも何度もしなければならなかったし、弁護士としての見通しをはっきりと示さなかったことも要因ではないかと思います。しかし、そうは言っても、グループで考え、協力して一つの問題に取り組むのはなかなか楽しかったです。」

このほかにも全部を紹介したいぐらいです。学生が生きたく勉強をするために、我々実務家教員は、教材や授業方法を工夫していく努力が必要ですが、学生は必ずそれに応えてくれます。弁護士業務もやりながらというのはなかなか大変ですが、私は毎回の授業にわくわくしながら向かっています。

【再掲載にあたってのコメント】

ここで紹介したローヤリングの授業は、2年目は、模擬依頼者として、医学部の医療面接実習で模擬患者を演じているボランティアの人たちにお願ひしました。

模擬患者は、学生への効果的なフィードバックの訓練も受けています。3年目は、関学自ら模擬依頼者の養成講座を実施し、応募して講座を終えた市民にやってもらいました。

授業には常時市民の人たちが参加してくれるようになり、学生たちもますます本気になって頑張っています。

■ 東北大学法科大学院「有利な結果の請負禁止」(3号・2005年2月15日発行)

弁護士 官澤里美(仙台弁護士会)

「先生、結局この設例の事件は受任してもよいんですか？」

「微妙なところなので、実際に君たちが直面したときに、先ほど話した諸要素を考慮しながら、そのときそのときで決断してもらえないですね。」

「先生、はっきりさせてもらえませんか？」

「有利な結果の請負禁止という条項があり

ますね。弁護士はこれは大丈夫ですなどと断定的に言えないことも多いんです。」(苦しい…)

「先生、でも結果の予想や見込みを話すことは差し支えありませんでしたよね。本当は準備不足でわからないだけじゃないんですか？」(鋭いし、少し当たっている…)

「君は私を誹謗するのかね！誹謗・中傷してはならないとの条項があるのを知らんかね！」

「先生、その部分は今回の改正で削除されました。」(勉強している！)

東北大学法科大学院で法曹倫理の講義を担当しています。

自分の学生時代を振り返ると、新司法試験の科目になっていないし、欠席者も多いのではと思っていたのですが、欠席者は50名中病氣等で数名程度。遅刻も殆どないし、予習もしてくる。教える方もしっかり準備をしないか前記のようなこととなる。

法科大学院開設に伴う司法試験の合格者の急増による合格者の質の低下を危惧する声もないわけではない。

しかし、全国各地の法科大学院から聞こえてくる学生たちの勉学への熱気、そして何より彼ら彼女らは私たちが殆ど勉強しないまま弁護士となった法曹倫理をしっかり勉強して卒業してくるんです！

前記の危惧は杞憂だと講義をしながら感じています。

そして、そのように話しても有利な結果の請負禁止にも反しないだろうと思うこのごろです。

■ 岡山大学法科大学院「岡山ならではの法科大学院、実務家ならではの授業を目指して」(4号・2005年3月15日発行)

弁護士 榎本康浩(岡山弁護士会)

1 岡山ならではのトピックス

岡山大学の法科大学院棟内に、今日1日、

「岡山リーガルクリニックいちょう並木法律事務所」が開設されました。

この事務所は、岡山弁護士会会員の櫻井弁護士が常駐して経営にあたりながら、①法科大学院からの教育委託を受けてクリニック・エクスターンシップ実施の中核的機能を担うとともに、②法的サービスを通して地域に貢献していくことを目的とする事務所です。大学内に弁護士が常駐する事務所ができるのは、国公立では初めてのものです。同時に、この事務所では、岡山弁護士会の有志の協力により、クリニック案件確保のために、毎週2回常設の法律相談室も設けられます。専任教員としてクリニック科目を担当する私にとっても、非常に心強い体制が整いました。

この他にも、①岡山弁護士会の法科大学院支援委員会に副研究科長、事務局長ら法科大学院関係者が毎回参加して意見交換と共同検討をおこなう、②法科大学院をはじめとする岡山大学教員と岡山地裁裁判官とが毎月合同で民事法研究会をおこなう等、地方ならではの地元法曹と法科大学院との協同体制ができています。

2 専任教員としての感想（その1－教員と学生について）

私自身は、専任教員として、実務科目の他に、研究者教員と共同検討したうえでおこなう民法演習の科目を担当しており、実務科目の教材作成の際にも研究者教員との共同検討をおこなっています。

これら研究者教員の方々との共同検討を経験して、あらためて感じ入るのが（専門家である以上当然といえば当然ですが）研究者各人の、各専門分野についての含蓄の深さです。判例はもちろん、どの学者が、どの文献で、どのような説を開陳しているのかも、的確に理解したうえで、どの説が妥当かを探求する姿勢をみると、「判例の結論がこうなっているから」というところ

で思考停止しがちだった私は恥じ入るばかりです。

また、当初は「実務家の知識はこの程度のものか」と言われないうにしなければ、という肩肘張った気持ちがありましたが、現在は、研究者の方々の蓄積を上手に利用させていただきながら、実務家ならではの切り口、発想、ノウハウを存分に盛り込んだ授業をしていきたいと考えています。

学生は、概して、まじめだけれども今ひとつ覇気に欠ける、という印象です（地方の国立大学に共通する学生像かもしれません）。レベルが全国的な尺度でどの程度なのかについては計りかねるというのが実感で、来年の新司法試験の合格率が出るまでは、胃が痛い状態が続きそうです。

3 専任教員としての感想（その2－国立大学の問題点）

地方国立大学の文系の金穴ぶりは予想以上です。私が経営ワーキングチームに入っている医学部付属病院とでは、動く金が何桁も違います。

また、なかなか物事が右から左にスムーズに動かない、官僚機構の縦割りぶりと非効率さ、手続の煩雑さにも、戸惑うことが多いのが実状です。教授会での議論も、本質的な事柄とは別の事項に時間が費やされることが多いという実感があります。

4 以上のような問題点も抱えつつ、岡山ならではの法科大学院をつくりあげ、存続させていく責務を、私自身は今後少なくとも5年は負っていく所存です。全国の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

【再掲載にあたってのコメント】

今年4月から、法科大学院棟内の法律事務所の常駐弁護士が、櫻井弁護士から私に交代する予定です。

この2年間の経緯から、大学内の法律事務所の運営には、独自の難しさがあることもわ

かってきましたし、できるだけ専任教員以外の弁護士がその任にあたる方が望ましいのですが、私が所属する都市型公設法律事務所の支所であるという特色も生かしながら、「理論と実務の架橋」を体現する法律事務所にしていきたいと考えています。

■ 大宮法科大学院大学「オールデイ・クリニック発進」(5号・2005年4月15日発行)

弁護士 萩原猛(埼玉弁護士会)

大宮法科大学院大学では、民事クリニック及び刑事クリニックが学内(本年10月に大宮ロースクールビル1階に大宮法科大学院大学リーガルクリニック大宮法律事務所がオープンする予定である)と東京都内に開設されると共に、情報公開クリニックが学内に開設される予定である。

これらの正規クリニックは、2006年1月より開設されるが、今般、文部科学省が選定する「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に、「オールデイ・クリニックの設計・試行・評価」を内容とする教育プロジェクトを申請し採択されたことにより、補助金の交付を受けて、2004年12月より、上記正規クリニックの試行として、オールデイ・クリニックが発足することとなった。

これは、日中仕事を持っている多くの相談者の為に、休日・夜間に法的サービスを提供するという新たなオールデイでの本格的なクリニックを昼夜の学生教育目的として実現しようとするものである。その為、学内及び都内渋谷に夜間・休日の無料法律相談所を開設した。法律相談から始めて、民事事件受任・刑事事件受任と、段階的に、各段階の成果を検証しつつ、正規クリニックへと繋いでいこうというコンセプトに基づいている。

相談日は、祭日や施設管理の都合等の特別の休日を除いて土曜・日曜を含め毎日であり、相談時間は、平日が午後7時から午後9時までの夜間2時間、土曜・日曜が午前10時から

午後1時、その後1時間休憩し、午後2時から午後5時までの日中6時間としている。相談者の便宜と夜間主学生の参加可能性を追求するための時間設定である。

相談者1人当たりの相談時間は1時間であり、時間配分としては、45分程度で相談を終了し、相談者が退室した後、残りの15分程度を担当弁護士と学生との意見交換の時間としている。

学生が法律相談クリニックに立ち会う為には、本学で用意した「秘密保持誓約書」に署名をしなければならず、この誓約書には、違反した場合には「退学処分を含む懲戒処分の対象となる可能性があることを十分に理解しています。」との確認事項が記載されている。

この法律相談クリニックの実施に際し、大宮クリニックは埼玉弁護士会、渋谷クリニックは第二東京弁護士会(大宮法科大学院大学は司法審意見書の理想を最高度に追求するため、学校法人佐藤栄学園と二弁が提携協定を結ぶことによって設置した独立大学院大学である)より各20乃至30名の弁護士に法律相談担当弁護士として協力頂いている。

学生の法律相談参加の態様は、現時点では、さほど深いものではない。学生は、担当弁護士の法律相談を傍聴し、担当弁護士の判断で、相談中に意見を求められることがあるといった程度であり、学生が、相談者から主体的に事情聴取し、相談者に対し法的助言を与えるといったことまでは、認めていない。学生が3年生になった2006年1月からの正規クリニック発足の時点までに、学生のより深い関与の方策を模索していくつもりである。

■ 熊本大学法科大学院「巨大なピラミッドのように」(6号・2005年5月16日発行)

弁護士 森徳和(熊本県弁護士会)

エジプトのカイロ郊外にギザという町がある。ここに3大ピラミッドと呼ばれるピラミッドがあり観光客で賑わっている。最大のピラ

ミッドは、クフ王のピラミッドであり、高さ約137m、体積約260万m³、1個平均2.5tの石灰岩を230万個積み上げて作られている。

日本人は、ピラミッドに対して、王（ファラオ）の巨大な墓であり、役人が奴隷たちをムチ打ちながら作り上げたというイメージを持っている。

しかし、エジプトの小学校では、次のように子どもたちに教えられている。ピラミッドは、墓ではない。なぜなら、ピラミッドから王のミイラが発見されたことはない。そうすると、ピラミッドは何のために作られたのか。ピラミッドは、古代の公共事業である。雨期になると、ナイル河が氾濫し農耕が行われる。しかし、乾季になると、雨は降らず農耕もできない。王は、国民にピラミッド建造という仕事とパンを与えたのである。それで、国民は、王に感謝しながら巨大なピラミッドを作り上げていった。

ピラミッドは、古代エジプト人の知恵と汗の結晶として数千年後の現在まで伝えられている。

法科大学院は、昨年4月に発足し、数多くの学生が将来の法曹目指して勉学に励んでいる。新しい試みには、常に試行錯誤がつきまとう。それでも、日本の将来を背負って立つ法律家を育成するという大きな志を持って、困難に立ち向かわなければならない時期だと考える。

日本は資源が乏しく、優秀な人材を育てることによって、先進国の仲間入りをしてきた。いつしか、巨大なピラミッド、すなわち秀逸した人材が育つことを思い描きながら、1個、1個、今日も石を積み上げる日々が続く。

■ 金沢大学法科大学院「金沢大学ロースクールのこと」（7号・2005年6月15日発行）

弁護士 鳥毛美範（金沢弁護士会）
金沢大学ロースクールのこと、弁護士会の

かわりについては、皆さんに余り伝わっていないかも知れませんが、ここで、簡単にまとめて報告したいと思います。

金沢大学は平成16年4月ロースクール開校を目指すということで、平成14年に金沢弁護士会に協力の要請がありました。以来、1～2か月に1回のペースで協議を続け、平成15年には金沢弁護士会内に設置・運営支援委員会を設けました。その間、富山県弁護士会、福井弁護士会も協議に加わり、同様に、会として、設置・運営に協力していく方針を採りました。

平成15年6月の設置申請の間際になってトラブルが発生しましたが、関係者の努力により無事乗り切ることができ、平成16年4月、無事、開校に至りました。定員40名です。

地元の弁護士会からの教員派遣は、2～3年生を対象とするものですが、現在、富山県弁護士会から2名が非常勤講師として、金沢弁護士会から7名が非常勤講師として、福井弁護士会から1名がみなし専任として、3名が非常勤講師として、派遣されて、下記の科目を担当しております（なお、東京からも2名ほど来ておられますが、省略します）。

選択科目……消費者法、環境法、民事保全・執行法、倒産処理法、共生社会と法、紛争とその法的解決、エクスターンシップ、クリニック

必修科目……法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎

ユニークなのは、子ども、女性、老人、障害者、外国人の問題を扱う「共生社会と法」、北陸地方での実際の事件を取り上げての「紛争とその法的解決」ですが、選択科目のためか平成16年度後期では2名の学生とも選択しませんでした。平成17年度後期に期待したいと思います。

そのほか、エクスターンシップとクリニックがあり、今年、三県の弁護士会で合わせて2年生の40名近くの学生を2週間（実質10

日間)エクスターンシップとして受け入れることとなります。そして、3年生の2名をクリニックとして受け入れることとなります。クリニックをどういう形態で実施するか、今検討中です。

地方にいますと、全国の教育と教授の状況がよく分かりません。特に、クリニックについては、暗中模索をしています。各地の状況について情報がありましたら、提供をお願いしたいと思います。

【再掲載にあたってのコメント】

エクスターンシップは、引き続いて毎年9月に実質10日間、40名弱の2年生を、北陸の三つの弁護士会で引き受けて、継続しております。クリニックは、平成17年度以降は、平成16年度の2名から40名弱へと大幅に増えましたので、平成18年度からは5月から翌年1月まで原則隔週の土曜日午後に市民を対象とした法律相談を実施し(のべ16回)、指導弁護士が立ち会うという形で続けております。

新司法試験については、2名が受験し、1名が合格しました。

■ 香川大学法科大学院「四国ロースクール」(8号・2005年7月15日発行)

弁護士 高田義之(愛媛弁護士会)

「四国ロースクール」の正式名称は「香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科」で香川大学にあります。四国の4弁護士会が一致して設置と運営に協力していることや愛媛大学との連合組織であることを示すため、「四国ロースクール」と呼称しています。

1学年の学生定員30人、専任教員20人(うち実務家教員4人)の小所帯のメリットを生かし、堅実で、しかも四国の地に密着した独自性ある法曹教育を目指しています。

今年で2期目の学生を迎えましたが、中四国の出身者が多く、女性の比率が高い傾向が

認められます。卒業生が四国で活動することを期待しています。

私に関与する実務関連科目を紹介します。

吉成務弁護士(徳島)と共同で担当する「実務講座」では1年次後期から法律相談立会、民事裁判傍聴のほかADRの現場(地労委、消費生活センター)、公取委、女性子どもセンターの見学を実施しています。学習意欲を喚起し、めざすべき実務家像を考えさせ、リーガルクリニックの基礎的内容を教えることが目的です。

私も多くの刺激を受けました。弁護士会、裁判所、地元関係機関の積極的な協力をいただいております。内容を充実させたいと思います。

研究者教員と共同して担当する「民事法演習」は、基礎科目を履修した学生を対象に実体法と手続法を融合した観点で具体的事例を与えて検討します。少人数のゼミ形式ですので、どんな質問が出るか、どの点で学生はつまづくかを考えながら、講義の準備をするのは、予想以上に大変でした。

要件事実論をどのようなスタンスで評価し、教えるかも難しいところです。学生の理解を確認しながら、せめてここまでは理解してほしいと学生の頭にねじ込むように質疑をしていますと、90分はいつも大幅に超過します。市販のロースクール本は教材とするには具体的事例の現実性が乏しく、十分な解説もないのであまり役立ちませんでした。教員自身が作るのが最善と思います。

リーガルクリニックは来年ですが、弁護士会と協力して特色あるものにしようと準備中です。

四国ロースクールの修学案内では「親身に地域住民の生活を支える法曹」の養成を第1に掲げます。私なりに敷衍しますと、教育課程を通じて「良き街弁の姿」を理念として打ち出したいと思います。それは「有能」、「親切」、「バランス感覚」です。

「有能」は説明を要しないでしょうが、民事弁護を通常の業務としても刑事弁護を嫌がらず、事案により妥協なき刑事弁護活動ができることが「有能」の不可欠の要素であることを強調したいと思います。

次に、「親切」とは紛争の渦中にある依頼者を援助したいとする姿勢です。

「親切」といっても人格的、徳目的なものではなく、法律家としての「職業的人格」のことです。誰しも性格、信条に何ほどかの(ときにはかなりの)偏向は免れがたく、依頼者に対する好悪の感情も不可避ですが、法律家である限り、それらを脇に置き、継続的な研鑽によって獲得するべき「職業的人格」があるはずで

す。わが国の法律家(弁護士に限らず)はその点、自己の「偏向」、「好悪」の感情によって事案処理の中立性を害する可能性について鈍感な傾向があったと思います。

最後に、「バランス感覚」とは「依頼者の利益の擁護」なる標語によって自己の弁護活動を単純に正当化しない姿勢です。従来、弁護士を含む法律家は決して依頼者や所属する組織の利益を軽視してはおらず、むしろ、過剰に忠実であり、依頼者、所属する組織の利益の合理性、正当性を吟味しない訴訟活動は少なくないと思います。

リーガルクリニックを通じて、これらの点を自覚し、克服する姿を新しい法律家像として学生に伝えたいと思います。

将来の四国ロースクールは、法曹倫理、リーガルクリニックなどで新人弁護士のOJTの一端を担うべきでしょう。

また、市民と法律家の接点に立って弁護士、裁判官、検察官の仕事ぶりについて検証する理論的、実践的の力量もつけるべきでしょう。それでこそ理論と実務を架橋する法曹養成機関に値します。

専任実務家教員の負担はなかなか重く、ずっと教員を続けると「実務家」ではなくなっ

てしまいます。地元の弁護士会から意欲的な教員を補充するシステムが必要です。

私も創立期の模索と期待のなかで一つの道筋をつけてバトンタッチしたいと思います。

■ 北海道大学法科大学院「北海道大学法科大学院からの報告」(9号・2005年8月22日発行、10号・2005年9月15日発行)

弁護士 田村智幸(札幌弁護士会)

校舎の外の広いキャンパスの中で青い空を仰ぎ見て一服の清涼にひたった後、再び自習室に戻って2時間基本書と格闘する。自分が20年前司法試験受験生だった頃と、学生の様子には何ら変わりがないように見えるが、実際は新しい司法試験に大きな不安と戸惑いを感じているはずだ。それでも1学年100人(未修者50人、既修者50人)の学生の仲はすごぶる良い。ゼミの議論を聞いてもコンパでの様子を見ても、全員が一緒に合格しようと考えている。こういう学生の一種の余裕にはたくましさを感じる。

北大法科大学院の実務教育には、札幌弁護士会から20名を超える弁護士が、民事法と刑事法の基礎ゼミ、法曹倫理、実務演習、事例問題研究の授業に直接関わっている。弁護士会にはこれらを支えるバックアップ委員会が存在して、教育素材の収集と作成を定期的に行っている。他大学では類を見ない、密接な関わりだと思う。

私もローヤリング=クリニックのみなし専任教員として、すでに2クールの授業を終えた。その内容を紹介して北大法科大学院からの報告としたい。

北大法科大学院ではローヤリングとクリニックを一貫したひとつの授業ととらえて、依頼者との面接・相談・説得の技法、証人尋問、交渉・調停のADRの理論と実務を模擬体験も交えて学ばせるローヤリングの授業を計8回行い、これを受けて札幌弁護士会法律相談センターにおいて学生が実際の相談者からの

相談を受けて発問と応答をするクリニックを7回、クリニックの翌週に内容を再現して全員で復習するレビュー授業を7回（計22回、ただし履修学生の数によって回数が変わる）、行っている。

他大学では、ローヤリングをもう少し幅広くとらえて、法的文書や裁判文書の作成に重きをおいたり、法廷技術の習得にまで及んでいる例も見られるが、北大法科大学院のカリキュラム構成と分量は、走り出した法科大学院の弁護士実務教育としてオーソドックスかつ適切な量ではないかと考えている。

私自身は平成16年度後期のローヤリング授業の毎回の授業が終わるごとに内容を逐語訳的に再現し、関係者で構成されるメーリングリストに公開をして意見と批判を仰いだ。

そこで、第3講 ADR の授業からその一端を紹介してみたい。

学生には、建築瑕疵に関する紛争（雨漏りの事案）について依頼者の言い分を記載した書面と ADR を解説した書面を配布し、適切な紛争解決の方法を予習させるとともに、併せて学生を2チームに分けて、主討論チームと反対討論チームにそれぞれ立論書面を作成提出させ、当日はこれに基づいて約45分間ディベートを行わせ、残りの45分で解説と対話の授業を行った。

事案を補足すると、6年前に建築した家の雨漏りについて屋根の勾配不足が原因であるのかコーキングのやり直しで足りるのかが争点であるが、勾配不足が原因であるとしても請求額は約150万円程度、相談者は雪が降る前に解決したいと望んでいるということがポイントである。

学生はすでに2回の授業を終えた慣れとりの良さからか、主討論チームの5人は寸劇仕立てで、建設工事紛争審査会と民事調停を利用した紛争解決についての立論を行った。

これに対し、反対討論チームはADRで提出される雨漏りの原因に関する証拠が民間の

会社の調査報告書であろうから信頼や公正さが保たれないなどの反論を行った。

教員は学生の議論がこういう方向に発展することを予想しており、用意していたアンチテーゼの書面を授業の途中で学生に配布し、反対討論チームの立論の趣旨を明確にさせた。

① 法的権利の実現は裁判所において行うのが一流の正義であり、ADRは安易で妥協的な二流以下の紛争解決の手段である。論理性や十分な裏付けを伴わない紛争解決の方法は、我々法律家がこれまで普遍的な真実や客観的正義の探求に近づこうと歩んできた努力の跡を踏みにじるものである。

② 金を貸したとか、返済したとかというような、日常的に経験する事象について状況証拠や間接事実から十分に判断可能であるのとは異なって、建築瑕疵のような専門的事象は素人の経験則で推し量ることは危険であるから、この種の紛争には厳格な立証が求められる裁判が相応しい。

以下は学生の討論の抜粋である。

（学生、主A）公正さの意味は何なのでしょう。客観的真実とは違うと思います。求められているのは紛争を解決するということだと思います。

（学生、反B）僕は主討論チームではないのだけれど、本人が納得できるかどうかという視点が重要だと思います。

（学生、主C）先生、裁判は果たして本当に真実発見の場なのでしょうか。真実が何かということ以上に、依頼者が紛争を解決することにポイントがあるのではないのでしょうか。

（学生、反B）僕の場合はそれに加えて納得のプロセスや場所の保障という意味でADRに期待をしています。プロセスの公正さが納得の前提にもなると思います。

（学生、主B）裁判はそういう過程を経ても当事者がどうしても譲れないという場合に白

黒を付ける場であると理解すれば良いと思う。

(教員) アンチテーゼを読んでくれて議論は次第に核心を突いてきました。①はADRそのものに対する反論、②はADRを専門型紛争に利用することへの反論ですが、みんなはそれを乗り越えようとする議論を行っています。

模範解答は言いませんし、今日の授業の目的は正解にたどり着くことではありません。

通常のディベートはある命題に対して肯定説と否定説に分かれて討論をするという単純なものですが、本問では反対説のアンチテーゼを自ら作ることが本当は求められていたのです。反対討論のチームはそこまで行きませんでしたでしたが、私がアンチテーゼを示してきっかけを作ったら、みんなそれに反応して実に本質的な議論をしてくれました。高度なディベートでは、実はどれだけの確かなアンチテーゼを打ち立てられるかによって、主討論のテーゼが生きもするし死にもする、争点と双方の長所短所が明確になる。優秀なディベートでは最後に両説が両立するのです。

なお、ADRの授業ではもう1題の設問として、交通事故紛争を取り上げ、チームの役割を裏返して討論を行った。

ローヤリング8回に続いて行われるクリニックであるが、2人の学生が一組となり、1人の学生が主査と副査の必ず計2回の法律相談を担当する。主査役が主に発問と応答をし、副査役が逐語訳作成を行うという役回りである。全体の持時間は1時間、最後の20分は教員が相談を引き取ってまとめの回答をする。翌週、2件分の相談について学生全員で復習のレビュー授業を行う。

学外の弁護士会法律相談センターがクリニックと提携して相談授業を行うという形態は北大法科大学院が全国で初めて採用した方式だ。クリニック相談を始める2週間前に北海

道新聞を通じて相談を公募し、相談受付で相談の内容を選別することは基本的に行わず、教員は相談の前日に相談者に電話して概要を確認し、クリニック相談の趣旨を記載した承諾書に署名をもらってから、当日のクリニック相談を実施している。相談者は学生が真剣に回答することを期待して応募するせいで、相談の質も相談者の水準も高く、今のところトラブルは全く起きていない。なお、1件ドタキャンが発生したが、前日段階で連絡が取れず欠席が予想されたため、教員が相談事例を携えて模擬相談を行うことで何とか乗り切った。

クリニックとレビューの雰囲気をお知らせするため、レビュー授業の一端を以下に紹介したい。

(教員) 相談者がポンと膝を打って理解してくれたことがいくつあるか、相談の終わりに勘定してみよう。優秀な弁護士が快刀乱麻を断つが如く切れ味鋭い回答をしてもそれが理解されなければ意味はないのです。

(学生A) 相談者のお母さんが相手の会社から無理やり承諾書のようなものを取らされたと聞いて、私は「大の大人が署名捺印したのだから仕方がないですね。」と諦めた回答をしてしまいましたが、先生が相談を引き継いだ後に「今日の相談の冒頭に、私はあなたから学生の相談であることの承諾書をもらいましたが、そこに何て書いてあったか正確に覚えていませんか。」と聞いたのは圧巻でした。わずか30分前のことでも人間って緊張していると覚えていないし、ちゃんと理解して書いたかわからないものなんですね。相談者はあの回答を聞いてなるほど思っただろうし、交渉を諦めていた気持ちに勇気が与えられたと思いました。

法律相談の技法として、近年、受容、共感、傾聴というカウンセリング的なアプローチが注目されている。このことを教えると、素直

な学生はその後のクリニックで聞きっ放しに終わってしまい、インタビューに移れずくやしい思いをして、もう一度相談担当のチャンスが欲しいと言った。

弁護士は相談者に結論の選択肢とその長短のメニューを与えるだけに止まるべきか、事例によっては相談者の背中を少し押してあげる必要もあるのかについて、学生自身が「弁護士ラーメン屋論争」と名付けて青臭いがホットな議論を行った。

親子が対立するある相談事例では、初対面の弁護士がどこまで踏み込んで回答できるのか、弁護士の何気ない一言で傷つく人がいたらそれは相手方であっても新たな紛争の火種を作ることになるのではないのか、そうした時に問われるのは弁護士の人間力であるというような議論に発展したとき、親子の紛争を我が身のことに置き換えて感極まり涙した学生もいた。ともあれ学生は、自らの将来の法律家像の一端をクリニック授業でイメージしながら、それぞれの立場でモチベーションを昂揚させていることは明らかである。

■ 九州大学法科大学院「九州大学法科大学院からの報告」(11号・2005年10月18日発行)

弁護士 上田國廣(福岡県弁護士会)

平成16年4月1日より、九州大学法科大学院で専任教員として働いている。

それまでの私個人の法律事務所は、平成16年7月に弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所へと発展解消することになった。

弁護士法人は、九州大学と連携協定書を締結し、リーガル・クリニック等の実施、九州大学大学院法学研究院に所属する研究者教員が弁護士登録をする場合の所属法律事務所として、理論と実務の架橋を目指す機関として機能している。

10月14日現在、木佐茂男(行政法)、西山芳喜(会社法)、大出良知(刑事訴訟法)、七

戸克彦(民法)の各教員が所属弁護士として活動中である。

法律事務所は裁判所近くのビルの4階部分にあるが、3階には九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センターがあり、連携した使用が可能となっている。

平成17年2月実施のエクスターンシップでは、センターにて集合学修を行い、学生の法律事務所や企業研修の経験を交流させた。

なお、平成17年度前期のエクスターンシップは、38名が受講し、法律事務所に36名の希望があり、福岡県内の法律事務所に協力を依頼し、対応することができた。

私は、刑事弁護論(3年次必修)、ロイヤリング・法交渉(3年次選択)、模擬裁判(3年次必修)、上記エクスターンシップ等を担当している。

刑事弁護論は隔週通年の授業であり、15回の授業のうち5回を検察官教員と共同で担当している。

双方の立場からの視点を提供するものとして有用性を持つが、今後の授業方法の一層の工夫が求められるところである。

捜査段階の弁護活動で接見交通権を取り上げたときは、大阪弁護士会で行われている模擬接見を次のような方法で施行してみた。

「弁護士の身分を示すものを見せてください」、「誰からの依頼ですか」、「被疑者は現在取調べ中です」。矢継ぎ早の質問に、弁護士役の学生が困惑する。

法廷教室を急きょ警察署留置管理係受付に作り直しての、模擬接見の授業である。警察官役は教員である。

問答の中で、刑事訴訟法39条に規定する「弁護人となろうとする者」の解釈と接見指定の要件の有無についての理解が試される。教員が演じる被疑者との模擬接見の場も実施される。弁護士役の学生に与えられた事件の情報は、被疑者の氏名と被疑罪名程度である。

被疑者は、容疑を否認している。弁護士は、

被疑者から必要な情報を聞き出そうと努力するが、20分程度で質問が途絶える者もいる。被疑者は足を怪我している。

その状況を確認して、怪我をした経緯を尋ねれば、被疑者が職務質問を受け、警察に連行され、その際、怪我をさせられたという被疑者の言い分も明らかになるシナリオである。

その後続く勾留請求を防ぐ材料になるかもしれない。捜査弁護の中心は、被疑者との接見交通である。的確な情報を聴取し、被疑者への助言と様々な弁護活動を展開しなければならない。

模擬接見をとおして、学生は、これまでの教科書的な知識では十分に対応できないことを学ぶ。教科書の知識は、断片的にしか理解されていないおそれもある。実務的な観点を学ぶことにより、知識は実践に即したものとして整理され、深みを増す。

このように実践的かつ理論的な面でも必要な情報を提供できるように、今後とも創意工夫していくことが必要である。実務家の専任教員としての役割を的確に果たすべく努力をしているところである。

■ 京都大学法科大学院（12号・2005年11月15日発行）

弁護士 伊藤知之（京都弁護士会）

私は、平成16年後期から、京都大学法科大学院で、弁護士実務の基礎2という科目を教えています。この科目は実務選択科目で2年次、3年次の後期配当、2単位です。今年は昨年よりも受講する学生が増え、60人の学生を30人クラスに分け、2人の弁護士が担当しています。

この科目では、学生に弁護士のように考えてもらうことを目標にし、できる限りロールプレイを取り入れています。昨年は、学生に弁護士、相談者役をあてての法律相談を2回、同じく学生に弁護士、証人役をあてての交互尋問を1回行いました。今年は、これに加え

て和解のロールプレイも行う予定です。ロールプレイの他には、賃貸借事例、貸金事例を用いた弁護士としての方針決定を含めたゼミナール、学生3人一組による準備書面の起案、設例を用いた執行、保全の講義などを行う予定です。また、京都大学法科大学院には刑事弁護科目がないので、3コマを刑事弁護にあて、刑事弁護に詳しい弁護士に担当してもらいます。

学生には、ロールプレイは概ね好評のようです。法律相談のロールプレイでは、頭で考えているようには質問ができないという体験をして、聞き取りの技術やその際の弁護士の姿勢の重要性を学びます。学生は、どうも相談事例のポイントだけを尋ねていく傾向があり、私が必要事項を漏らさないように時系列に沿って丁寧に聞き取るようにと指導しても、相談者の話に引きずられ、話があっちへ行ったりこっちへ行ったりしがちです。また、弁護士も相談者も下を向いてボソボソと話をしたり、弁護士役が相談の途中で迷ってしまったりで、なかなかうまくはいかなかったようです。

方針決定のゼミナールでは、学生に知識や正解を求めるのではなく、なぜそのように考えたのかを答えさせ、弁護士として何を考えるべきかを学びます。弁護士は自説にとらわれず、依頼者にとって何が最善なのかを常に考える必要があること、依頼者の利益を追求するのではあるが、方針決定の際には依頼者の勢いや依頼者の話に引きずられることなく、慎重に判断をする必要があること、紛争の相手方ではあっても、相手方と交渉をしたり書面を出す際には、相手方の立場にも配慮し人格攻撃をしないことなど、事例を通じて考えてゆきます。

次回からは、準備書面の起案の検討が始まります。各ポイントごとに、各グループの意見を紹介し、学生相互で討論をさせる予定です。この授業では、相手方の見解の問題点を

的確に指摘すること、相手方の指摘に対して自説を説得的に述べることの難しさを体験してもらいます。また、代理人としてどのような書面が望ましいのかも討論する予定です。

【再掲載にあたってのコメント】

なお、現在は、学生は90名、3人の講師で担当しています。また、平成19年度からは、刑事弁護の集中講義が始まるようです。

■ 中央大学法科大学院「新春に思う」(14号・2006年1月16日発行)

弁護士 木村美隆 (東京弁護士会)

中央大学法科大学院は、一学年の定員300名という、大規模法科大学院である。既修者(定員200名)には、現行司法試験からの転身者が少なくないようだが、未修者(定員100名)には、多彩な経歴の学生が揃う。学生たちは、毎日の予習復習に追われながらも、「リーガル・タフネス」のキャッチフレーズのもと、懸命の努力を続けている。

教員スタッフのうち、専任及びみなし専任の実務家教員は約20名ほどであるが、そのほかに40数名もの若手弁護士が「実務講師」として、関与している。彼ら彼女らは、実務科目の教材作りに関わったり、模擬裁判の証人役や法律相談のロールプレイの相談者役をつとめたり、さらには学生の学修フォローアップにも対応するなど、多方面に活躍する、法科大学院教育の「縁の下の力持ち」である。

また、実務家の献身的協力という点では、OB法曹を中心として各方面の協力により実施されている、全国的な「エクスターンシップ」の展開も忘れてはならない。北は北海道から南は沖縄まで、一般的な国内法務の事務所から渉外関係など特色ある業務の事務所まで、さらには企業の法務部や官公庁など、派遣先は多岐にわたっている。既に昨年春、夏の二回実施し、来たる2月から3月にかけて、100名あまりの学生(2年生)を3週間の予

定で各派遣先へ送るべく、目下最終的な調整・準備を急いでいるところである。現実の実務の一端を身をもって経験し、自らの具体的な法曹像のイメージを固める絶好の機会であると、学生からも好意的な評価を受けている。

このように、先輩実務家の幅広いネットワークの中で後進の育成を計ろうというのは、古くは前身の英吉利法律学校設立の趣旨そのものであって、駅伝の襷のように、次の世代へ引き継がれるべき、中央大学のよき伝統であると思う。

いよいよ、教育の成果を問われる、第一回目の新司法試験実施の年を迎えた。学生とともに、身の引き締まる思いの新春である。

■ 東京大学法科大学院「実務系科目と双方向授業」(15号・2006年2月15日発行)

弁護士 松井秀樹 (東京弁護士会)

東大の法科大学院での私の担当は、「リサーチ・ライティング&ドラフティング(RW&D)」、「ビジネス・プランニング」、「商法演習」です。

RW&Dは、リサーチの方法と法律文書の作成方法を習得するための科目です。学生に具体的な事例を与えて、裁判例や文献を調査したうえで、内容証明や法律意見書等を作成してもらい、実務的な観点から講評します。

ビジネス・プランニングは、事業再編、M&Aや事業再生等を行う企業の立場から、商法、証券取引法、税法・会計、独占禁止法、各種の業法等を総合的に検討して、ベストなスキームを立案する科目です。こちらも、具体的な設例を学生に与えて、プランニングをしてもらい、その良し悪しを議論します。

双方向授業をするためには、学生に事前課題を与え、十分に予習してもらうことが必須です。そこで、私は、いずれの科目も、学生から事前課題に対するレポートを電子メールで提出してもらい、それに目を通して講義に

臨むことにしています。教員としても、予習にかなり時間をとられることとなりますが、双方向授業を効率的に行うには、この方法がベストと思っています。

幸い、私の担当科目はいずれも司法試験とは直接関係のない実務系科目です。そのため、受験に役立つ勉強か否かを意識することなく、弁護士としての実務経験をもとにして講義ができる点は、もしかしたら、実務家教員の中でも恵まれているのかもしれませんが。

■ 早稲田大学法科大学院「弁論準備手続を傍聴しよう！—民事クリニックの実践から」(16号・2006年3月15日発行)

弁護士 梶嶋裕之(東京弁護士会)

早稲田大学で、民事クリニックを担当している。

1チームの学生は原則4人、これに教員2人が加わって6人のチームが構成される。教員はいわゆる弁護士実務家教員と、弁護士登録をした研究者教員がペアになる。早稲田大学では法科大学院開設と相前後して続々と研究者教員が弁護士登録し、現在登録済および登録申請中の研究者教員は8名に上る。その全てがクリニックの指導に携わる。研究者教員とペアを組む方式は、クリニックを単に実務を学ぶ科目ではなく、「理論と実務を架橋」する科目として構成する上で大きな効果を発揮している。

早稲田のクリニックは、いわゆる事件受任型クリニックである。無料法律相談会を開催して受けた相談について、必要があれば、一定の審査を経た上で受任をする。受任後は、いわば指導教員と学生が弁護団を組む形で事件に取り組むことになる。「クリニック」と称する科目でも、具体的内容は法科大学院によって様々だが、僕は日本の法科大学院においても事件受任型のクリニックがスタンダードになることを期待している。教員が適切にコーディネートできれば、学生が事件受任型

クリニックを実施することは十分に可能であり、多くの場合、1人の弁護士が事件を遂行するよりも高い質の法的サービスを相談者に提供することができる。試行段階から数えると2年半の経験を経ての実感である。

日弁連法科大学院センターの会議で、大阪では法科大学院生が弁論準備手続を傍聴することが、「裁判所の方針」として禁止されていると聞いた。他にも、法科大学院生が弁論準備手続の傍聴を拒否されたケースがいくつもあることを聞いた。「そっか、難しいんだあ」と思う一方(僕の能力の問題かもしれないが、弁護士の頭にある法律知識など本当に怪しいものだ)、たしか民法全面改正の際に弁論準備手続の公開性について弁護士会で議論になっていたというかすかな記憶があった。ちょうどクリニックで受任していた訴訟事件が弁論準備手続に移行することになったので、学生とその問題を議論した。そうしたところ、やはりどうも民事訴訟法169条2項但書の解釈論として、法科大学院生の傍聴について、裁判所の方針として禁止することはもちろん(こんなこと正面から行ったら訴訟指揮権行使への介入であり裁判官の独立の侵害だ)、担当裁判官がこれを拒むことも難しいのではないかということになった。同項但書は「当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない」と規定されているのだが、「支障」とは(その意味を広く解する立場からも)物理的支障と心理的支障を意味するものとされており、法科大学院生の傍聴がそのような意味での「支障」を及ぼすとは、通常の場合考えられないからだ。

なんだか新発見のような気分になって学生と一緒に盛り上がり、「当事者が申し出た者」というんだから、書面で申し出ようということになった。そんな申出書なんて書式集には載っていなかったから、書記官に問い合わせ

て適当に作った。そうやって学生が作成した（もちろん僕もチェックした）書式を、以前実務家教員ネットワークのメーリングリストに流したので、興味のある方はご参照ください。

その訴訟の担当裁判官は柔軟な訴訟指揮の裁判官で、学生が入室した弁論準備手続の部屋で相手方に当然のように法科大学院生が傍聴することを説明した。相手方代理人が少し嫌な顔をしたような気がした。

ちなみに、裁判官が傍聴を認めなかった場合、不許可の決定に対して抗告（通常抗告）が認められるようだ。抗告審になれば、初の裁判例になったかもしれないと思うと、当然のように認めてくれた裁判官に大いに感謝しつつも、ちょっとだけ物足りない気がした。

【再掲載に際してのコメント】

その後この事件は和解で解決した。和解成立の日、相手方代理人が、「依頼者の意向で今日だけは学生には傍聴してもらいたくない」と言ってきた。裁判官によると、和解の成立も通常は弁論準備手続期日として行うらしい。

しかしそれでは学生が傍聴できないのは理屈が立たない。裁判官と協議の結果、当日を和解期日とすることで妥協が成立した。

■ 名古屋大学法科大学院「わが国初の法科大学院模擬裁判対抗戦行われる！」(18号・2006年5月15日発行)

弁護士 竹内裕詞（愛知県弁護士会）

去る3月10日に、名古屋大学で法科大学院生による模擬裁判対抗戦が行われた。

名古屋大学の藤田哲、岡山大学の松村和徳両教授の発案によるもので、早稲田大学の佐藤歳二教授の賛同を得て、三大学の法科大学院2年生に参加者を募って、実施された。ロースクールが発足したばかりの我が国では初めての、ロースクール対抗模擬裁判である。

裁判では、岡山大学の院生が原告代理人役、名古屋大学の院生が被告代理人役、早稲田大学の院生が裁判官役を務めた。

教材は、引退した競走馬を種馬として売買したが、代金額の記載の異なる2種類の契約書が存在し、どちらが正しい売買代金かが争いになるという事案を使用した。馬主や牧場主、調教師という役柄の原被告本人と証人役には俳優を用意した。

各大学の院生には3月3日(金)午後1時に訴状と答弁書、書証を交付し、週末にこれらに目を通させて、当事者代理人役の院生には6日(月)の午後1時から当事者本人と申請証人役の俳優から事情聴取をさせた。翌7日(火)午後6時までに本人と証人の陳述書を提出させた。

8日(水)と9日(木)は尋問事項の検討と尋問の練習をさせた。名古屋大学では模擬法廷を借り切って、院生に開放した。私は様子を見ていたが、はじめは尋問の形にならず、このまま模擬裁判を行ったらどうなることかと心配になった。岡山大学との協定で、公正を期するため教官は一切の指導をしないことになっていたもので、黙って見ていたが、院生同士で議論をしよううちに徐々に立証命題が具体化し、尋問事項も的が絞れてきて、尋問も鋭くなってきた。9日の夜には完全の尋問の体をなすまでになった。

10日(金)の午後1時から模擬裁判の本番を行った。新聞・テレビなどマスコミ各社、コメンテーターとして招待した研究者・実務家、見学に来た学部生・ロースクール生で傍聴席は満席になった。

まず裁判官の指揮により主張整理、書証・人証の採用、尋問順序が決められた。続いて人証4名の尋問を行った。代理人の尋問はいずれもすばらしく、裁判官の補充尋問も的確であった。代理人から相手方の尋問に対する異議もいくつも出されたが、裁判官役の訴訟指揮により尋問は終始混乱することなく行われた。その後、原被告代理人がそれぞれ口頭

で尋問結果をふまえた最終弁論を行い、結審した。裁判官は別室で約30分の合議を行い、結論と理由の要旨を口頭で述べる形で判決が下された。判決は原告勝訴。原告代理人席の岡山大学は勝訴に沸いた。

最後にコメンテーターの講評と、参加者の意見交換を行った。コメンテーターからは法科大学院2年生がこれほどの模擬裁判をやり遂げたことに対して、驚きと賞賛の言葉が寄せられた。参加した院生からは、代理人や裁判官という立場から事案を検討したことによる学習効果を感じたという意見や、仲間ととことん議論し、準備した上で裁判に取り組んだ一体感は得がたいものだったという意見が出された。

私の目から見ても、完成度は予想以上で、少なくとも司法修習生レベルには達していたと確信している。対抗戦という形式をとったことと、1週間集中して準備期間が取れたことで、非常に高い学習効果が得られたのではないと思う。初めての試みとしては大成功だったと言えるだろう。来年も是非開催したい。個人的に残念だったのは、院生を驚かそうと俳優たちに不規則発言させたのに冷静に対処されてしまったことと、被告側が敗訴したため、地元紙に「名古屋大学法科大学院、岡山大に敗訴」と大きな見出しが掲載されてしまったことぐらいである。

【再掲載にあたってのコメント】

2006年度は、2007年3月24日に、名古屋大学法科大学院において、名古屋大学、愛知大学、南山大学の各法科大学院の学生の参加を得て模擬裁判対抗戦が行われた。

名古屋大学、愛知大学の各法科大学院の学生が当事者代理人弁護士を、南山大学法科大学院の学生が裁判官を務めた。

■ 静岡大学法科大学院「融合的な刑事法教育の模索」(20号・2006年7月18日発行)

弁護士 古口章(東京弁護士会)

静岡大学法科大学院は1年遅れ昨年4月スタートですが、その様々な有利な特質を生かして地域密着の新しい小人数教育の内容や手法を創造すべく奮闘しています。

特質のいくつかをあげれば、学生の構成として、他学部や社会人出身者はむろんのこと静岡県出身者が相当数に昇り、将来地域に定着する法曹として巣立っていくことも期待されること、法科大学院に対する地域の財界や様々な団体・個人からの支援の仕組みが創られ実際に機能していること、県弁護士会の強力な支援を得て良好な協力関係が築かれていること、そして何よりも学生の定員が学年30名であるのに対し専任教員22名というぜいたくな態勢のもと徹底した小人数教育が可能であることなどです。

こうした中で、「総合刑事法演習」「総合民事法演習」(ともに3年コース2年次、2年コース1年次)では、実務家教員と研究者教員とが一緒に授業を準備し共に教壇にたち、その共同実践の中で、実務と理論とを架橋する新たな融合的な授業内容を創造していくことを目指しています。

以下、私も教員の1人として担当する「総合刑事法演習」の授業風景を紹介します。

授業は週に2回、学生15人、教員は研究者と実務家が共同担当。

素材は実際の事件に近い形でモディファイされた設例。逮捕・勾留、起訴、冒頭手続、証拠調べ、論告、弁論、判決など、検察官、弁護人、裁判官が各場面で問われる実務的な諸問題にどう対応すべきかを議論し、それらが刑法、刑事訴訟法の理論問題とどのように交錯しているのかを再確認していきます。

学生たちはいくつかの班に分かれ、設例・設問に対する解答のプレゼンや、1回目の授業の議論を踏まえた発展問題、次回授業において深めるべき論点についてのプレゼンを用意し、相互に質問し合い、意見を述べ合いま

す。

また、この演習授業の一環として模擬法廷も実施しました。手軽に実施できるようにごく簡単な模擬記録を用意し学生に手続の流れをイメージしてもらうことを目標にしました。

学生の理解を助け負担を軽くするため役割分担にかかわらず全体のシナリオ概要を交付し短期間（授業2.5回分）で実施することができましたが、シナリオが学生の自由な発想を抑制してしまった面があったことは反省点でした。

こうした中で、学生が実務の具体的な場面をイメージしつつ刑事法の理論のもつ意味を深く理解することに繋げていきたい。学生の主体的、積極的な学習意欲を引きだし、文字通り双方向、多方向の小人数教育の教育手法をあみだしていきたい。研究者教員と実務家教員が相互に学びあい、授業を創る共同作業の中で、実務と理論を架橋する内容を発見し創造していきたい。全国の法科大学院の中でもっとも贅沢な小人数教育という条件を生かし、教育内容も教育手法も全国レベルを先導していけるものを創りあげたい。学生も教員も、こうした熱い期待を込めて授業を創る共同実践を開始しています。

なお、問題意識としては、どうしても講義調となりがちな1年次の刑法総論・各論などにおいても刑事訴訟法や刑事実務との融合的な内容を部分的に盛り込み、学生が早い段階から実務のイメージを持ちつつより主体的・意欲的に学習していける条件をつくれぬものかと考えています。

3年間の刑事系科目の配当の仕方についても、現在1年前期に刑法Ⅰ・4単位、後期刑法Ⅱ・2単位、刑事訴訟法・4単位、2年前期総合刑事演習・4単位、3年前期刑事実務基礎・2単位となっているものを、より持続的にゆとりを持って積み上げていくために、例えば、1年前期刑法Ⅰ・2単位、後期刑法

Ⅱ・2単位、刑事訴訟法Ⅰ・2単位、2年前期刑法Ⅲ・2単位、刑事訴訟法Ⅱ・2単位、2年後期総合刑事演習Ⅰ・2単位、3年前期総合刑事演習Ⅱ・2単位、3年後期刑事実務基礎・2単位などという配当とすることを検討すべきではないかと考え始めています。

■ 明治大学法科大学院「明治大学法科大学院 始末記 巻の壺」(21号・2006年9月19日発行)

弁護士 山崎雄一郎（東京弁護士会）

日弁連の委員会や研究会では、大変長らくご無沙汰・不義理をしております。47期・東弁の山崎雄一郎でございます。小職が、明大出身であることと、司法研修所の民弁所付をつとめたという経緯で、民訴系科目の担当者（みなし専任教員）として明大に採用され、今日に至っております。

「巻の式」があるかわかりませんが、まずは、明大法科大学院で特に意識しております【チームによる教育】の一例についてご説明申し上げます。

明大法科大学院の看板【チームによる教育】の一例

小職の担当科目の一つである民事訴訟法演習（2年次後期・既習者では1年目）では、法科大学院がスタートする前（平成15年）の夏から、研究者教員2名、実務家教員4名、補助教員（実務家1名）で教材・授業の編成会議を開始しました。

これは後期に配置されている授業ですが、2年度目以降も、後期終了直後から前期を挟んで7月末まで教材・授業進行に関する会議を行っています。その授業ではほぼ毎週レポートを提出させることにしており、毎週、授業の前日夜にはその添削結果及び授業進行について、このメンバーで会議を開いて意見交換をしています。ざっと見積もったところでも、年間、延べ250時間以上を2単位15コマのこの授業のために費やしています。授業

の正味時間の10倍以上にもなり、自嘲気味に申し上げれば「蟬の一生」にも比肩するかもしれません。

このような会議の進行方法は、同じく実務家教員としてこの科目を担当する増田嘉一郎先生（一弁）と小職が経験した司法研修所教官室における「合議」を法科大学院的に引き直そうとしたものです。このやり方に当世一流の民訴学者である青山善充先生と中山幸二先生を巻き込み（巻き添えにして?）「実務と理論の架橋」をする教育の実践を目指しております。

当法科大学院では、これを「チームによる教育」と表現しております。実務の実態に即した理論教育に耐えうる教材作成と教育方法を志向する、という建前のもと、一方では、研究者の先生方に実務の実態に関する情報を提供しつつ、他方では、研究者教員の先生方から教育ノウハウや学会における理論の到達状況に関する情報を我々実務家教員に提供して頂き、相互に情報交換をして「実務と理論の架橋」を実践しようとしております。

もともと、研究者の先生方は、授業のノウハウは既にお持ちで、おそらく、本音では、当初は我々実務家との「合議」の意義を認めておられなかったかもしれませんが、これまで3年度に渡ってお付き合いいただいています。

これが結果的に、複数教員が担当する同一科目の授業の内容及びレベルの共通化と標準化を制度的に保障することになり、学生には非常に評判が良いようです。

まもなく（9月21日）、最初の新司法試験合格者が輩出されます。晴れて合格した教え子達が法律家となった暁に、このような（水面下での目に見えない、しかも採算度外視の）努力で我々教員陣が支えている授業の成果を現場の実務で生かしてくれることを願ってやみません。

他の授業のご紹介、研究者教員の皆様との

交流、学生の様子、実務・会務との両立の苦労談その他、まだまだ、申し上げ足りないことはございますが、またの機会があればその折に。

【再掲載にあたってのコメント】

脱稿後の第1回新司法試験合格発表では、本法科大学院卒業生（既習者97名）から43名の合格者が輩出され、この数自体は、いささか残念だったというのが、教員間の共通の理解です。

しかし、その中には法科大学院に入学してから本格的な法律学の学習をした者や理系を含む他学部出身者も多く含まれていました。

授業における教員の「ひと言」が法律学を理解しはじめた具体的な契機になったという感想も合格者から聞くことができ、指導の手応えも感じ、「チームによる教育」をさらにおしすすめたいと考えております。

■ 大阪市立大学法科大学院「大阪市立大学ロースクールでの授業風景」（23号・2006年11月15日発行）

弁護士 高見秀一（大阪弁護士会）

- 1 私は、2年生担当の刑事訴訟法総合演習、3年生担当の刑事訴訟実務の基礎、3年生担当の刑事模擬裁判を担当しています。このうち、2年生担当の刑事訴訟法総合演習は、大阪市大の高田昭正教授と共同で、3年生担当の刑事訴訟実務の基礎は、大阪弁護士会の大江洋一弁護士と共同で担当しています。

大阪市大ロースクールの1学年の定員は既習者コース未習者コースあわせて75名であり、比較的少人数です。また、自由闊達な議論を重んじ、少数意見をも尊重するという、大阪市立大学自体の学風もあいまって、アットホームな雰囲気、授業を進めています。

院生は、みなとても熱心で、必死な瞳で

見つめられると、思わず授業にも熱が入るという感じです。

実務家教員に求められているのは、実際の裁判実務と理論の架橋であると思われ、ロースクールは、実務家を養成するところですから、実際の裁判に役に立つことをいかに院生に身につけてもらうか、という観点から授業に取り組んでいます。

2 私の、刑事訴訟法総合演習（2年生前期配点科目）の授業風景を少しご紹介します。

(1) ロースクールの場合は、前期後期とも14回の講義しかありませんので、院生全員に1コマずつの時間を割り振って報告してもらうということはできません。

そのため、私は、予め（前回の授業時に）、予習すべき事項を、院生に開示しておき、あるいはケースメソッドを配布して、それを前提に、私からどんどん質問をぶつけていく、という方法をとっています。質問は、実際に弁護士だったらどうすべきか？検察官だったらどうすべきか？裁判官だったらどうすべきか？という質問や、理論的にこの点をどう理解すべきかという質問とかになります。

(2) 院生には、その場で一生懸命に考えて答えてもらいます。予習してきた知識と、今までの知識、そしてその場で六法を見ながら、とにかく結論を考えて答えてもらいます。

そこで私が求めているのは、「100%正確な答え」ではなく、その場で、自分の思考過程を論理矛盾なく、また口頭で説明でき、理論的に相手を説得することができるか？ということです。

実務家になりますと、とくに刑事事件の場合には、臨機応変にその場で即決しなくてはならないことが多いです（特に法廷での異議のやりとりの際等）。法廷に基本書を持っていくわけにもいきませんし、もともと予めどんな問題が発生す

るか分かりません。その場で頼りになるのは、今までの自分の知識と、六法だけです。それを駆使して、いかに相手を説得することができるか、そしてその訴訟の流れを、自分の求める方向に持っていきけるか、それが実務家に求められる大きな素養だと思っています。

裁判官も検察官も、判例を全部頭に入れている人なんていません。一番効くのは、条文の文言です。ですから、私が求めたのは、その場で条文を見て一生懸命に考えて、自分の思考経路を論理矛盾なく口頭で説明できるか、ということです。

テクニカルタームで相手を煙に巻くということには全く意味がないと私は思っていますし、そのことは院生にも口を酸っぱくして言っています。

題名は忘れてしまいましたが、デンゼルワシントンが弁護士の役をした映画で、彼が、事情を聴くときに、「私を6歳のこども（か小学校6年生の小学生だったか）と思って説明してくれ」というのがありました。

法律家の悪い癖で、法律の勉強をしていない人をテクニカルタームで煙に巻くということがあると思いますが、自分が本当に内容を理解しているのであれば、優しい言葉で相手に説明でき、相手がそれを聞いて内容を正しく理解できるはずです。

それができないのは、自分自身が内容を本当には正しく理解していないからだ、と思っています。

- 3 2009年からは裁判員制度が始まります。その際に法廷で十分に対応できる能力を持つ実務家を養成するためにも、役に立つ講義を提供していきたいと考えています。
- 4 本年9月には第1回の新司法試験の合格発表がありました。不合格となった卒業生に対するフォローをどうするのか等につい

ても、教授会では頭を悩ませています。大阪市は特に財政難で、大阪市立大学が独立行政法人になったとは言っても、大阪市の財政状況が大学の人的物的設備に与える影響は極めて大きいため、その状況下で、院生の学習環境をいかに充実させていくのか、についても、大きな課題となっています。様々な試行錯誤を重ねながら、理論と実務を架橋するという、ロースクール実務家教員に求められている課題にいかに応え、優秀な実務家をいかに輩出していくかということに、今後も頭を悩ませる日々が続くと思っています。

■ 同志社大学法科大学院（24号・2006年12月15日発行）

弁護士 谷口直大（京都弁護士会）

1 私は、平成17年4月より、同志社大学法科大学院において、『民事法総合演習』を担当しています。民事法総合演習は、3年次に配当される必修科目であり、「理論と実務の架橋」を標榜し、民法担当教員、民事訴訟法担当教員及び実務家教員の3者がチームを組んで、演習講座を受け持つものです。カリキュラム上は、民事法の総仕上げの位置づけがなされています。

テキストの作成から、すべてオリジナルであり、すべてに試行錯誤を繰り返しながら授業を進めている状況です。ただ、民事法総合演習の掲げる目的自体は、法科大学院のそもそもの理念にまさに適合したものというべきなのですが、正直なところ、理想どおりの授業が行えているとはいえません。

本稿では、私が、1年半、民事法総合演習を受け持ちながら感じた、同授業の問題点、ひいては、法科大学院が抱える問題点について、述べさせていただきたいと思えます。

2 まず、教員自体が、双方向授業に馴れて

おらず、従来慣れ親しんだ「講義型」になりがちで、双方向授業が実現されないことです。

3 次に、教員の多忙による教員間の事前準備の困難さの問題です。学者教員も、多忙を極めておられますが、実務家教員も、通常業務で多忙であることに加えて、後述する待遇の問題もあり、授業の事前準備に時間を割ける状況にありません。事前準備が不十分であれば、充実した授業を行うことが望むべくもありません。

4 そして、学生の習熟度の問題であり、3年次の学生の大半は、双方向授業に耐えるだけの能力を備えていないといわざるを得ません。これは、そもそも、法科大学院が想定するカリキュラム自体に、一般人の学習能力を超越した無理があるところに、大きな原因があり、学生の不勉強を責めるのは酷な気がします。

ただ、学生に然るべき能力が備わっていない以上、授業形態は、結局、「講義」形式にならざるを得ないことになってしまいます。

5 さらに、実務家教員の待遇の問題です（ここは特に強く言いたい）。私のように非常勤講師として採用されている実務家教員の待遇（給与）は、「酷い」ものです。具体的にいえば、およそ「1コマ（90分）1万円」という待遇です。この金額の意味するところは、「90分間座っていてくれればいい」という意味としかとらえられないというのが正直な気持ちです。

そして、この待遇のもとでは、実務家教員としては、到底、法科大学院の授業のために時間を割く余裕はなく、授業の事前準備に参加することはできず、又、授業改善のために労力を割くこともできません（もし、そんなことをしていたら事務所がつぶれるか、身体を壊してしまいます）。

正直なところ、「校舎（箱モノ）に何十

億円も投資するなら、教員にもっと投資せよ」、「法律の勉強なんて机と椅子と紙と鉛筆があったらできる」といいたいところです。

法科大学院がその「設備」を誇っているうちは、真の「法科大学院」は実現しないように思います。

6 最後に、法科大学院のカリキュラムがインプット偏重になっており、アウトプットの訓練が決定的に不足しているように思われます。現在の裁判実務では、いくら知識があっても、書面が書けなければ、実務家として、役に立たないことになってしまいます。

7 新司法試験の結果が発表され、その明暗が分かれ、今後、法科大学院は、淘汰の時代に突入していくのかもしれませんが。その場合に、法科大学院が新司法試験の合格者数又は合格率のみを競うことになれば、まさに、法科大学院の予備校化を招来するにほかならず、法科大学院制度設置の理念は瓦解してしまいます。

今こそ、各法科大学院はその設置の理念に立ち返り、充実した教育内容を確立するために、決して「箱モノ（ハード）」ではなく、教育の「中身（ソフト）」の充実を目指して欲しいと切に願うところであります。

■ 立教大学法科大学院（25号・2007年1月19日発行）

弁護士 鈴木利治（東京弁護士会）

1 特任教授就任と担当科目

刑事弁護教官をしたことがきっかけで、平成16年4月から、母校、立教大学大学院法務研究科（正式名称。以下、ロースクールといいます）の特任教授に就任し3年が経過しました。担当は、必修の刑事実務の基礎（2年の後期A、Bの2クラスで90分の授業各13回、既習コースでは1年目の後

期に担当）、選択科目の刑事模擬裁判（3年の夏期休暇に1週間連続で実施）です。

2 研修所の前期との相違

刑事実務の基礎は実務科目で、研修所の前期相当の講義内容を期待されておりますので、刑事裁判、検察、刑事弁護の刑事3教科に相当すべきものとなります。

しかし、2ヶ月に短縮された前期修習と比較しても到底これに見合うものとはいえません。またカリキュラム上、ある科目で1日を費やす即日起案のようなこともできません。

更に、刑事実務の基礎は、刑訴法を十分に習得したことを前提として2年次の後期に実施しておりますが、学生の刑訴法の知識が必ずしも十分とはいえないため、伝聞証拠、自白、訴因等についても、実際の資料に基づく講義に徹することはできず、基礎的な事項を説明することが必要となっているのが実情です。

3 立教ロースクールの授業方法

(1) 刑事実務の基礎

刑事裁判官OBで専任の廣瀬健二教授と検察庁から派遣された保坂洋彦教授（検察教官経験者で、私とは、52期後期に同じクラスを担当した方です）と私の3名が、それぞれ主任の授業（刑裁5、検察、刑弁各4）を受け持ち、他の2名も授業に立会う方式で実行しています。相互の授業の重複を避けると共に、ある回の授業で触れたことを、後の別の回の授業でも重複に渡らない限度で触れることがあり、主任でない授業の内容も把握しておく必要があるからです。原則各科目で講義を行う研修所の授業とは異なっております。

事実認定能力の涵養を目的として、自宅起案により、起訴状、弁論要旨（以上2課題は法務総合研究所作成の同一記録を使用）、判決（司法研修所刑裁教官室作成の記録を使用）を作成させております。加え

て、私の担当の際に、法総研の問題集による事実認定及び法的判断を自宅起案課題としました。

この他に、1、警察送致記録（法総研記録）を元に検察官として勾留の要否、補充捜査の内容を検討させ、2、捜査記録（法総研記録）に基づく検察官としての公判提出証拠の整理、弁護人としての証拠意見、3、公判記録（法総研記録）に基づく交互尋問等も実施しております。1・2は起訴状起案と同一の記録を使用しました。

講義科目としては、捜査、公判手続、証拠法の基礎、伝聞証拠、自白、訴因等を実施しております。

(2) 刑事模擬裁判

法総研記録に基づき、上記3名と、法務講師（司法研修所所付OB等の弁護士が就任し、各科目の補助に当たっております）が担当して実施しております。

4 最近の授業の感想

起訴状を起案した捜査記録に10頁程追加になったに過ぎない公判記録を用いて弁論要旨を起案させました。別の記録により起案させることに比べ学生諸君の負担も軽減されると考えてこのようにしたことはいうまでもありません。

弁論としては今回の起訴罪名と同一罪名の前科についてどのように被告人の為に論ずるかが一つのポイントでした。多くの諸君は記録の中から事実を拾い出して弁論を作成してくれました。

しかし、相当数の学生諸君が、前科の点に全く触れていませんでした。不思議なので、講評の折りに確認したところ、前科について、どのように論じて良いか分からないうえ、単純に弁論で前科を指摘すると被告人に不利益になると思い、触れなかったというのです。

ことの意外に驚きましたが、旧司法試験に関して予備校推奨の「守りの答案」なる

ものがあるそうで、これを弁論要旨に応用したのかもしれないと思い当たりました。他方、指定教科書の刑事弁護実務の情状弁論の項目を具体的事案の相違を検討せずに指摘しているものなどは、マニュアル思考かなと考えさせられました。

何れも、講評の折りに指摘致しました。

新司法試験が求めている事実認定及び法的思考能力を学生諸君に習得させることを目指して悪戦苦闘しているところです。

5 教材用の記録について

捜査段階を含む記録は法総研に負うところが大きいので、更に、充実した記録の発刊を希望します。模擬裁判については、研修所の記録が優れていると思いますが、相当古い記録の利用しか認められておりませんので、法総研に公判段階での事実認定が問題となるような研修所と同様の記録の発刊を期待したいと思います。

刑事弁護については、事実認定を争う内容で、研修所の記録程度に圧縮された記録があればと思いますが、学生諸君にこれ以上の負担をかけることはできないかなというのが、率直な感想です。